

2012年8月22日 全19頁

# 消費税法改正法の内容

## 消費税率は引上げ、所得課税や相続税・贈与税見直しは先送り

金融調査部 制度調査課  
制度調査担当部長  
吉井 一洋

### [要約]

- 2012年8月10日、民主党、自民党、公明党の3党合意に基づいて修正された消費税法改正法が、通常国会にて可決・成立し、22日に公布された。
- 同法では、一定の条件付で、消費税率について、2014年4月から8%、2015年10月から10%に引き上げることとしている。引上げの最終判断はその時の政権が経済状況等に基づいて行う。
- 当初の法案に盛り込まれていた所得税の最高税率引上げ、相続税・贈与税の見直し（課税最低限・税率等）は削除され、2013年度税制改正で対応することとされている。
- それに伴い、改正法の名称も「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（略称は消費税法等改正法）から、「等」が除かれ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（略称は消費税法改正法）に改められた。
- 金融所得課税については、上場株式等の10%税率が2014年から20%に引き上げられることを前提に、公社債等を金融所得課税一体化の対象とすることについて、2013年度税制改正で検討することとしている。

### 目次

1. 消費税	2 ページ
2. 消費税以外の消費課税等	7 ページ
3. 所得課税	9 ページ
4. 法人課税	13 ページ

5. 資産課税	14 ページ
6. 地方税制	18 ページ
7. その他	19 ページ

## 1. 消費税

消費税法改正法の目的を、3 党合意による修正前後で比較して示すと、次のとおりである。

図表 1 消費税法改正法の目的（修正前・修正後比較）

	修正前	修正後（可決・成立）
目的	<p>◆世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより <u>支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題である。</u></p> <p>◆そのことに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することにより一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行う。</p> <p>◆それとともに、</p> <p>(1) <u>所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、</u></p> <p>(2) <u>世代間の早期の資産移転を促進する観点から</u></p> <p><u>所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部を改正するとともに、その他の税制の</u></p>	<p>◆世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題である。</p> <p>◆そのことに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することにより一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うため、消費税法の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。</p>

	抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。	
--	------------------------------------	--

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

消費税法改正法の消費税に関する規定を、3党合意による修正前後で比較して示すと、次のとおりである。

**図表 2 消費税の改正内容（修正前・修正後比較）**

	修正前	修正後（可決・成立）
税率	◆消費税率（国及び地方）を、2014年4月1日から8%（国税が6.3%、地方消費税が1.7%）、2015年10月1日から10%（国税が7.8%、地方消費税が2.2%）に、段階的に引き上げる。	
用途	◆消費税収（国）は、地方交付税に充当される他、社会保障4経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策費用）に充てるものとする。	◆同左 ◆民主党・自民党・公明党の2012年6月15日付の「税関係協議結果」（以下、「3党合意」）では、国分の消費税収の用途のうち年金、医療、介護に係るものについては、99年度以降、国分の消費税収は高齢者3経費に充当されてきた経緯等を踏まえるものとしてとされている。
	◆消費税収（地方（税率引上げ分））は、上記の社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。	
課税の適正化	◆事業者免税点制度について、資本金1,000万円未満の新設法人であっても、その新設法人が5億円超の課税売上高を有する事業者が直接又は間接に支配する法人（親族、関連会社等を含めた資本の持分比率が50%超の会社）として設立された場合は、設立当初2年間は課税事業者にする等の措置を講じる。2014年4月1日以後新設する法人に対して適用される。	
経過措置	◆2013年10月1日前に締結した工事の請負契約等に基づき、2014年4月1日以後にこの契約に基づく課税資産の譲渡等（すなわち課税取引）が行われる場合には、その消費税率は、5%の旧税率が適用される。 ◆2013年10月1日から2015年4月1日の前日までの間に締結した工事の請負契約等に基づく場合は、8%の税率が適用される。	
中間申告	◆直前の課税期間（前々事業年度）の1年分の確定消費税額が48万円以下であることにより中間申告義務のない事業者が、中間申告書を出す旨の届出書を提出した	

	場合は、中間申告書を提出できる制度を導入する。	
低所得者 へ配慮	◆社会保障・税共通番号（マイナンバー）制度の本格稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるもの）や給付付き税額控除等、 <u>再分配に関する総合的な施策を導入する。</u>	◆社会保障・税共通番号（マイナンバー）制度の本格稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるもの）や給付付き税額控除等の施策の導入について、 <u>所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め、様々な角度から総合的に検討する。</u>
	◆税率は、単一税率を想定している。	◆ <u>複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。</u>
	◆消費税率が 8%となる時期から上述した総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、簡素な給付措置を実施する。	◆消費税率が 8%となる時期から <u>上述の検討結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、簡素な給付措置を実施する。</u>
免税点・ 簡易課税	◆今回の改正では、事業者免税点制度や簡易課税制度は改正されていない。 ◆ただし、簡易課税制度のみなし仕入率について、実態調査を更に実施し、その結果も踏まえた上で、みなし仕入率の水準について必要な見直しを行うこととされている。	
円滑で適 正な転嫁 のための 措置	事業者の実態を十分に把握し、次に定める取り組みを含め、より徹底した対策を講ずる。 ◆事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為について指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。 ◆中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。 ◆取引上の優越的な地位を利用して、下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。 ◆競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑制するための独占禁止法の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと	

	<p>◆適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること</p>	<p>◆<u>独占禁止法、下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること</u></p>
表示	<p>◆価格表示と消費税の関係（外税、内税等）については、引き続き、様々な角度から検討する。</p>	
医療	<p>◆社会保険診療報酬は、非課税であるため、医療機関の仕入れに係る消費税額のうちこれに対応する消費税額が控除できないことが問題点として指摘されている。</p> <p>◆医療機関の高額の投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討する。</p> <p>◆これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税は、診療報酬等の医療保険制度において手当をする。</p> <p>◆医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省に定期的に検査する場を設ける。</p> <p>◆それとともに、医療に係る消費税の在り方については、引き続き検討する。</p>	<p>「3 党合意」では下記を決定している。</p> <p>◆左記の方針に沿って見直しを行う。</p> <p>◆消費税率の 8 % への引上げ時まで医療機関の高額の投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な手法について検討し結論を得る。また医療に関する税制上の配慮等についても幅広く検討する。</p>
住宅	<p>◆住宅の取得については、金額が大きく、消費税率引上げ前の駆け込み需要とその反動等の影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化・緩和する観点から、必要な措置について財源も含め総合的に検討する。</p>	<p>◆左に同じ。</p> <p>◆「3 党合意」では、消費税率 8% への引上げ時及び 10% への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施するとしている。</p>
消費税率引上げにあたっての措置	<p>①消費税率の引上げにあたっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、デフレからの脱却及び経済の活性化に向けて、平成 23 (2011) 年度から平成 32 (2020) 年度までの平均の経済成長率が名目で 3% 程度、実質で 2% 程度を目指した</p>	<p>① 左に同じ。</p> <p>◆「3 党合意」では、上記の経済成長率は、政策努力の目標を示すものであることを確認している。</p>

	<p>望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。</p>	
		<p>②税制の抜本的な改革の実施により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国の経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、<u>成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど</u>、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。</p>
	<p>②消費税法等改正法の公布後、消費税率の引上げにあたっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率を8%、10%に引き上げる前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、①の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。</p>	<p>③消費税法改正法左記の「①の措置を踏まえつつ」を「①及び②の措置を踏まえつつ」に修正。</p> <p>◆「3党合意」では、消費税率の引上げの実施は、その時の政権が判断することを確認している。</p>
		<p>消費税法改正法と同日に成立した社会保障制度改革推進法により、消費税率の引上げにあたっては、社会保障と税の一体改革を行うため、<u>社会保障制度改革国民会議の決議を経て社会保障制度改革を総合的かつ集中的に推進することが定められた。</u></p>

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

自民党及び公明党政権の2009年度税制改正大綱の「税制抜本改革の道筋」では、消費税について、低所得者の配慮として、複数税率の検討等総合的な取り組みを行うこととされていた。給付付き税額控除は、個人所得課税を強化する中での中低所得者世帯の負担軽減措置として検討する旨が示されていた。

## 2. 消費税以外の消費課税等

消費税法改正法では、下記を行うこととしている。

- ◆酒税、たばこ税、石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課される国際的な共通ルールを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象品目を巡る環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する（修正前後で変更はない）。
- ◆酒税については、類似する酒類間の税負担の公平も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する（修正前後で変更はない）。
- ◆燃料課税について、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率\*が維持されていることや2012年度以降に石油石炭税の上乗せを行うこととしたことを踏まえ、引き続き検討する（修正前後で変更はない）。
  - \*石油関連諸税のうち、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税については、道路特定財源制度がなくなり、暫定税率（2008年4月から2018年3月の10年間）が廃止された後も、厳しい財政事情や、地球温暖化対策の観点から、当分の間は廃止前の税率水準を維持することとされてきた。
- ◆自動車取得税及び自動車重量税については、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政に配慮しつつ、「簡素化、負担の軽減、グリーン化」の観点から見直しを行う（修正前後で変更はない）。
- ◆印紙税については、建設工事請負契約書、不動産譲渡契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担軽減を検討する（修正前後で変更はない）。

なお、民主党政権下の2010年度税制改正大綱では、下記の方針が示されていた。

- ・個別間接税に関しては消費税との二重課税が生じているため、特定の政策目的を含め、課税の趣旨を明確にすべきである。
- ・特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課すという「グッド減税・バッド課税」の考え方に立ち、健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制の検討を進める。
- ・酒税については、類似の酒類については、基本的に致酔性の観点からアルコール度数に着目した税制とすることを検討する。2011年度税制改正大綱では、課税の公平性等の観点も踏まえ、同方向で検討することとしており、2012年度税制改正大綱でもこれを引き継いでいる。
- ・たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、税率を引き上げていく方向性が示されている。なお、2012年度税制改正大綱では、2013年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響を十分見極めつつ判断すること、復興財源確保法に基づく日本たばこ産業株式会社の株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意することが述べられている。

## 補足説明（自民党と公明党のスタンス）

ちなみに、自民党及び公明党による 2009 年度税制改正大綱の「検討事項」では、「消費税の見直しを含む今後の税制抜本改革時に、揮発油税、地方道路税及び石油ガス税と消費税の併課に係る税負担調整の問題の解決を図る」こととしている。さらに、同大綱の「税制抜本改革の道筋」では、「自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する」こととしている。また、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する」こととしている。

その後、揮発油税の暫定税率分については、自民党の「税制改正についての基本的な考え方」（2010 年 12 月 10 日）の「平成 23 年度税制改正についての重要課題」（以下、2011 年度自民党税制改正意見）では、抜本改革まで暫定税率廃止前の税率水準を原則維持することとしている。

自動車取得税・自動車重量税については、自民党の「平成 24 年度税制改正についての基本的な考え方」（2011 年 12 月 7 日、以下 2012 年度自民党税制改正意見）では、自動車取得税・自動車重量税は、廃止または抜本的に見直すべきとしている。その一方で、地方財政に対して適切な対応が必要としている。また、税制全体のグリーン化を促すためのエコカーの推進と国内の需要強化の観点から、自動車重量税や自動車税で対策を強化すべきとしている。公明党の「平成 24 年度税制改正に関する基本的考え方」（2011 年 12 月 8 日、以下 2012 年度公明党税制改正意見）では、取得時課税である自動車取得税については、消費税を含む税制の抜本改革と併せ、廃止すること、保有時課税である自動車重量税と自動車税を統合し軽減すること、これらを実施する場合、地方財政に影響が出ないよう配慮すべきであること、エコカー減税については、地球温暖化対策の推進や地域経済の活性化の観点から、延長・拡充すべきであること、その際には環境性能のさらなる向上を図るため、よりメリハリの効いた負担軽減措置とすべきこととしていた。さらに 3 党合意に向けた協議では、少なくとも自動車取得税については廃止の方向性を示すことを提案していた。

2011 年度自民党税制改正意見で、温暖化対策のための税について、明確な理念を示すことが不可欠であり、税制抜本改革と一体で行うべきであると述べている。さらに、2012 年度自民党税制改正意見では、石油石炭税の課税根拠、自動車関係諸税や地方財政と極めて密接に連動しており、政府が 2012 年夏までに行うというエネルギー基本計画の改訂の内容、森林吸収源対策を含む地球温暖化対策の全体像を踏まえ総合的に検討すべきとしている。ナフサ（石化製品製造用）、石炭（鉄鋼、セメントなどの製造用）の原料用途免税については、2012 年度自民党税制改正意見では、国際競争力確保や中長期的な国内投資の維持のため、恒久化すべきとしている。2012 年度公明党税制改正意見でも、これらの原料用途免税の恒久化もしくは大幅な延長措置を求めている。

軽油引取税の課税免除の特例については、2012 年度自民党税制改正意見では、従来の扱いを尊重すべきとしている。2012 年度公明党税制改正意見では、農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化を求めている。



たばこ税については、2012 年度自民党税制改正意見では、たばこと健康に関するあらゆる総合的な検討、葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響も勘案した十分な検討が必要としている。2012 年度公明党税制改正意見でも、国民の健康増進等の観点から総合的に検討すべきであること、その上で、負担水準を見直す際には、葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響を十分勘案すべきとしている。

### 3. 所得課税

消費税法改正法の所得税に関する規定を、3 党合意による修正前後で比較して示すと、次のとおりである。

図表 3 所得課税の改正内容（修正前・修正後比較）

		修正前	修正後（可決・成立）
(1)	税率構造	<p>◆所得税の最高税率を現行の 40% から 45% に引き上げる（課税所得 5,000 万円超の部分）。個人住民税の 10% を合わせると、最高税率は現行の 50% から 55% に引き上げられる。</p> <p>◆この改正は 2015 年分の所得税から適用する。</p>	<p>◆左記の規定は削除する。</p> <p>◆最高税率の引上げなど累進性の強化に係る具体的な措置について検討し、その結果に基づき 2012 年度中に必要な法制上の措置を講じる（即ち 2013 年度税制改正で対応）。</p> <p>◆「3 党合意」では、上記の措置の具体化にあたっては、左記の案及び協議の過程における公明党の提案を踏まえつつ検討を進めることとしている。ちなみに、公明党の提案は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税所得 3,000 万円超の部分について所得税率を 40% から 45% に引き上げる。（個人住民税を合わせると 55%）</li> <li>・課税所得 5,000 万円超の部分について所得税率を 40% から 50% に引き上げる。（個人住民税を合わせると 60%）</li> </ul>
(2)	金融所得課税	<p>◆2014 年 1 月から所得税・個人住民税を併せて 20% の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、2012 年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する（即ち 2013 年度税制改正で検討）。</p>	

(3)	諸控除	<p>①扶養控除</p> <p>◆真に税負担の減殺に配慮が必要な者が対象になっているかどうかとの観点及び課税ベースの拡大等の観点を踏まえるほか、今後更に具体化される社会保障制度の改革の内容及び給付付き税額控除の導入をめぐる議論を踏まえつつ、検討する。</p> <p>◆成年扶養控除については、関連する社会保障制度の内容を踏まえつつ、検討する。</p>	<p>①扶養控除</p> <p>◆<u>左記の規定を削除する。</u></p> <p>◆「3党合意」では、成年扶養控除を含む扶養控除の在り方については、引き続き各党で検討を進めるものとしている。</p>
		<p>②配偶者控除</p> <p>◆当該控除を巡る様々な議論、課税単位の議論及び社会経済状況の変化等を踏まえつつ、引き続き検討する。</p>	<p>②配偶者控除</p> <p>◆<u>左記の規定を削除する。</u></p> <p>◆「3党合意」では、配偶者控除の在り方については、引き続き各党で検討を進めるものとしている。</p>
		<p>③給与所得控除</p> <p>◆給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、そのあり方について検討する。</p>	
(4)	高齢者・年金	<p>◆年金課税のあり方については、年金の給付水準や負担の在り方など、今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。</p>	
(5)	個人住民税	<p>◆地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格を踏まえ、下記の基本的方向性により検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税率構造については、比例税率の構造を維持することを基本とする。</li> <li>・所得控除は控除項目・金額ともに所得税の範囲内であることや政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除等の見直しや低所得者への影響に留意する。</li> <li>・個人所得税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方*については、番号制度導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。</li> </ul> <p>*現行の個人住民税の所得割は前年所得に課税している。民主党政権下の政府の2010年度税制改正大綱などでは、これについて現年課税化の検討が掲げられている。</p>	

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

## 補足説明

### (1) 税率構造

所得税の最高税率の引上げは、2013 年度税制改正まで先送りされた他、公明党からはさらなる引上げが提案されている。

ちなみに、自民党及び公明党政権の 2009 年度与党税制改正大綱の「税制抜本改革の道筋」では、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から税率構造を見直すこと、最高税率を引き上げることが示されている。

### (2) 金融所得課税

消費税法改正法では、上場株式等の配当・譲渡所得等の 10%税率は予定通り、2013 年末で廃止し 2014 年 1 月から 20%に引き上げること、2012 年度中に公社債等を金融所得課税の一体化の対象とすることを検討することとしている。

政府（民主党政権）が 2012 年 2 月に公表した「社会保障・税一体改革大綱」（政府の改革大綱）では、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする、金融所得課税の一体化に向けた取組みを進める必要があるとしている。2013 年度税制改正においては、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとしている。「等」の中に公社債投資信託などは含まれると思われるが、預貯金の利子なども含まれるかは明確ではない。金融所得課税一体化については、自民党及び公明党政権の 2009 年度税制改正大綱の「税制抜本改革の道筋」でも、一層推進することとしている。

上場株式等の配当・譲渡所得等については、政府の改革大綱では、経済金融情勢が急変しない限り、下記の措置を確実に実施することとしている。さらに、円滑にその実施が行われるよう、関係府省に対して、証券会社・銀行等とともに、所要の準備を進めることを求めている。

- ◆現行の 10%税率を 2014 年 1 月からは 20%に引き上げる。
- ◆日本版 ISA（少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）を 2014 年 1 月から導入する。

上記について、現行制度を継続するのであれば、2013 年度税制改正で手当てする必要があるが、よほどのことがない限りは、現行制度の延長には応じない旨を、改めて示したものであると思われる。

自民党及び公明党が政権交代前に最後に行った 2009 年度税制改正では、上場株式等の配当・譲渡益の 10%税率適用期限を 3 年間（2011 年末まで）延長することとした。さらに 2009 年度税制改正大綱では、日本版 ISA 導入を提案し、その制度設計についてさらに検討を進め、2010 年度税制改正で法制上の措置をとることとしていた。自民党及び公明党政権の 2009 年度税制改正大綱では、日本版 ISA は 5 年間毎年 100 万円までの非課税措置とされていたが、その後、政権交代があり、現民主党政権下の 2010 年度税制改正では、限度額を 3 年間毎年 100 万円までに

縮小した上で、2012年から導入することとした。その後、2011年度税制改正（2011年6月に改正法成立）で、上場株式等の10%税率の適用期限を2013年末まで2年間延長するとともに、日本版ISAは2014年から導入することとした。

ちなみに、2011年度自民党税制改正意見では、2011年度税制改正の重要課題として、上場株式等の10%税率について、その廃止はデフレ経済下で足踏みをしているわが国証券市場に水を差し、ひいては消費を減退させ、さらに景気を後退させかねないとして、さらなる延長を求めていた。他方で公明党はかねてから上場株式等の10%税率には厳しい姿勢をとってきたが、10%税率延長が決定された2012年度税制改正に対する2012年度公明党税制改正意見では、証券税制に関する記述は見られない。

### (3) 諸控除

当初の消費税法等改正法案では、扶養控除、成年扶養控除、配偶者控除について検討する旨を盛り込んでいたが、3党合意による修正後の消費税法改正法では、これらの規定を削除している。3党合意では、各党で検討を進めることとしている。

現民主党政権下の政府の2011年度税制改正大綱では、成年扶養控除については、以下の①・②のいずれかに該当する場合については控除を維持し、いずれにも該当しない場合には控除を適用しないものとしていた。

- ①扶養親族が、学生・「障害者、要介護認定者その他心身の状況等により就労が困難な扶養親族（以下、障害者等）」・65歳以上の高齢者のいずれかに該当する場合
- ②納税者本人の合計所得金額が400万円以下の場合  
（ただし、納税者本人の合計所得金額が400万円超500万円以下の場合は、控除額が段階的に縮減するよう、負担調整措置をとる）

当初の2011年度税制改正法案では上記の改正内容が盛り込まれていたが、その後、実際に行われた改正においては実現しておらず、2012年度税制改正大綱においても盛り込まれなかった。当初の消費税等改正法案では、関連する社会保障制度の内容も踏まえながら改めて検討することとしていたが、この規定は削除された。

自民党及び公明党による2009年度与党税制改正大綱の「税制抜本改革の道筋」では、「格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面もあわせた総合的取組みの中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する」ことが述べられていた。

その後、2012年度自民党税制改正意見では、2012年度税制改正において成年扶養控除の見直しは認められない、民主党の「控除から手当へ」との考え方には反対であり、年少扶養控除は復活すべきとしていた。

#### (4) 高齢者・年金に関する税制

消費税法改正法では、年金課税について、今後、見直しを行うこととされている。

政府の改革大綱では、高齢者であっても経済力のある方にはそれに見合った負担を求め、世代内の公平性を確保する必要がある、年金受給者は給与所得者に比べて課税最低限が高いなど、税制上優遇されており、世代間の公平性も確保する必要があるといった観点から、下記の方向性を示している。

- ◆公的年金等控除について、その仕組みを見直すなど、種々の方策を検討する必要がある。
- ◆（民主党の 2009 年衆議院選挙のマニフェストに記載されている）老年者控除復活の議論、配偶者控除の見直しと年金課税との関係、現在雑所得に分類されている「年金所得」を独立させるなどの所得区分の見直しに関する議論等について併せて検討を行っていく。
- ◆年金課税のあり方については、今後の年金制度改革の方向性も踏まえた上で、見直していく。

自民党及び公明党政権の 2009 年度与党税制改正大綱では、検討事項として、企業年金・確定拠出年金等に係る税制について、拠出・運用・給付段階を通じた課税の在り方について抜本的な見直しを行うこと、個人型確定拠出年金の対象者のあり方についても、引き続き検討を行うことが述べられていた。

#### (5) 個人住民税

消費税法改正法では、政府の改革大綱の内容に沿った規定が盛り込まれている。

## 4. 法人課税

復興特別法人税の課税期間が終了する 2015 年度以降は、法人税率の 4.5%の引下げが実現する。消費税法改正法では、その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、上記税率引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、法人税のあり方について検討することとしている。この点は、3 党合意前後でも変更は無い。

即ち、法人実効税率のさらなる引下げを視野に入れているものの、その検討は、かなり先になることが示唆されている。法人実効税率については国税である法人税のみならず、地方税である法人住民税や法人事業税も併せた検討が必要であるが、地方課税については、「6. 地方税制」を参照されたい。

ちなみに、自民党及び公明党による 2009 年度税制改正大綱の「税制抜本改革の道筋」では、「国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する」こととしてい

た。その後、自民党の2011年度自民党税制改正意見では、法人税率を国際標準の20%台に思い切って減税すること、法人税減税の財源を法人税体系の中のレベニューニュートラルに囚われることなく、税制抜本改革を視野に子ども手当等の停止・縮減、公務員人件費削減等で賄い、実質負担の軽減を図ることを強く主張していた。2012年5月の日本の再起のための政策でも、経済成長戦略の一つとして法人税の大胆な引下げ（20%台）を主張している。

## 5. 資産課税

### (1) 税率・課税最低限等の見直し

当初の消費税法改正法案では、相続税・贈与税について、2011年度税制改正及び2012年度税制改正大綱において見送られた見直し（具体的な内容は、「補足説明」にて説明する）を、2015年1月1日以後の相続・遺贈・贈与から適用することとしていた。しかし、最終的に可決・成立した修正後の消費税法改正法ではこれらを取りやめることとされた。

代わりに、下記のとおり、2012年度中に必要な法制上の措置を講じることとしている。

◆資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

ちなみに、自民党及び公明党による2009年度税制改正大綱の「税制抜本改革の道筋」では、資産課税について、「格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を検討する」こととしている。2011年度自民党税制改正意見でも同様のことが述べられているが、死亡保険金に係る非課税限度額については、維持すべきとしている。公明党も2012年度公明党税制改正意見で、同非課税限度額の拡充・維持を求めている。

「3党合意」では、バブル後の地価の大幅下落等に対応して基礎控除の水準を引き下げる等としている当初案を踏まえつつ検討を進めることとしている。

消費税法改正法では、相続税についてさらに、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から今後もそのあり方を検討することとしている。この点は、3党合意前後で修正はされていない。

### (2) 事業承継税制

事業承継税制については、経営承継円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、上記の一体改革の相続税部分の施行（2015年1月1日

から)に併せて見直しを行うこととしていた。しかし、相続税・贈与部分の見直しが先送りされたため、見直し後の措置(条文では相続税の課税ベース、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置)の施行に併せて見直しを行うこととしている。即ち、こちらも見直しが先送りとなる。

ちなみに、経営承継円滑化法に基づく、取引相場のない株式等の相続税の納税猶予制度は、自民党・公明党政権下で導入された制度である。

## 補足説明(とりやめになった改正案)

### i. 相続税

#### (a) 基礎控除

基礎控除額については、下記のとおり引き下げることであった。

#### ◆3,000万円+600万円×法定相続人数

← 現行制度：5,000万円+1,000万円×法定相続人数

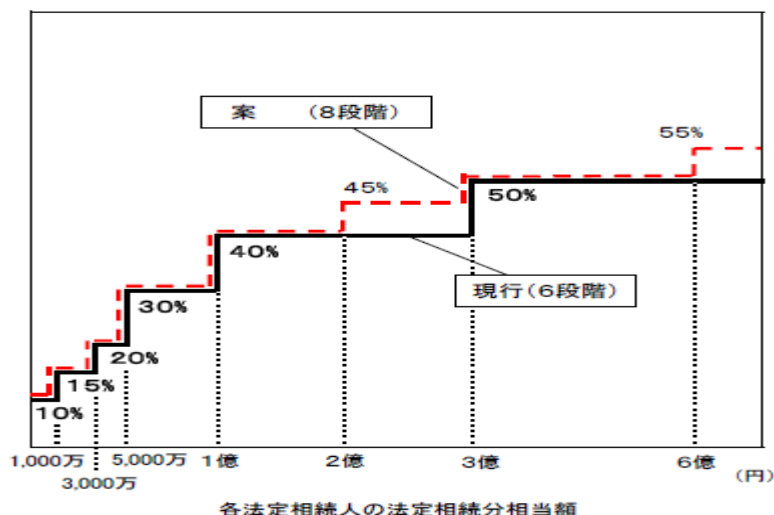
#### (b) 税率構造

税率構造については、最高税率を55%に引き上げ、さらにブラケットについても、図表のとおり見直すこととしていた。最高税率の引上げ及び高課税価格帯のブラケット幅の縮小により、高い遺産額の場合を中心に資産再分配機能の回復を図ることを目的としていた。

#### ◆算定式：各法定相続人の法定相続分相当額 × 税率 - 速算控除額

改正案			現行		
各法定相続人の法定相続分相当額	税率	速算控除額	各法定相続人の法定相続分相当額	税率	速算控除額
1,000万円以下	10%		1,000万円以下	10%	
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	1億円超 3億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円			
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円	3億円超	50%	4,700万円
6億円超	55%	7,200万円			

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成



(出所) 政府税制調査会資料に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

### (c) 死亡保険金に係る非課税限度額

現行制度では、500万円に法定相続人の人数をかけた金額を非課税限度額としているが、大綱では、適用対象となる法定相続人の範囲を制限することとしていた。

具体的には、500万円に、未成年者、障害者、又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者のいずれかである法定相続人の数を乗じた金額を非課税限度額とすることとしていた。

### (d) 未成年者控除・障害者控除

現行相続税法では、相続人が20歳未満の場合は、相続税額から、20歳に達するまでの年数×6万円の税額控除を認めている。相続人が障害者の場合には、相続税額から85歳に達するまでの年数×6万円（特別障害者は12万円）の税額控除を認めている。

3党合意前の消費税法等改正法案では、これらの税額控除額を下記のとおり引き上げることとしていた。

- ◆相続人が20歳未満の場合は、20歳に達するまでの年数×10万円
- ◆相続人が障害者の場合には、85歳に達するまでの年数×10万円（特別障害者は20万円）

## ii. 贈与税

### (a) 税率構造

3党合意前の消費税法等改正法案では、高齢者から若年世代への生前贈与を促進し、財産の有効活用の観点から、子・孫などの直系卑属（20歳以上）への贈与の場合に、子・孫などの直系卑属に対し課される贈与税の税率構造を特別に緩和することとしていた。具体的には、相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造について、次のような見直しを行うこととしていた。



◆算定式：受贈額（110万円控除後） × 税率 － 速算控除額

図表 5-① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた贈与財産の贈与税率新旧比較表  
(子・孫の場合)

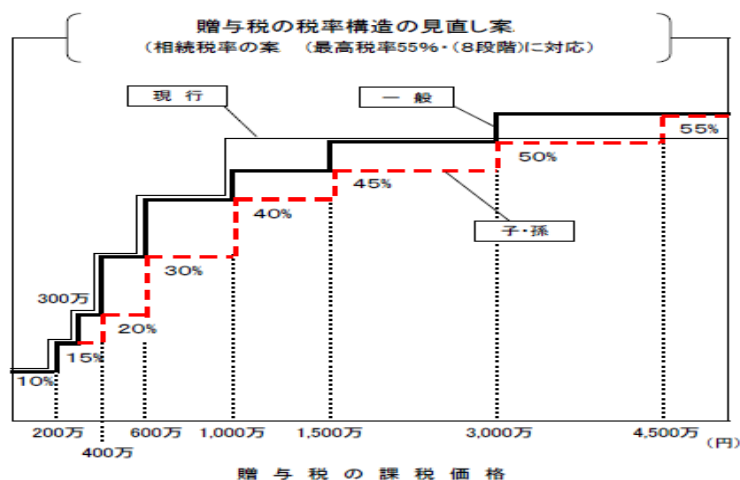
改正案			現行		
受贈額(110万円控除後)	税率	速算控除額	受贈額(110万円控除後)	税率	速算控除額
200万円以下	10%		200万円以下	10%	
			200万円超 300万円以下	15%	10万円
200万円超 400万円以下	15%	10万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円	1,000万円超	50%	225万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円			
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円			
4,500万円超	55%	640万円			

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5-② 図表 5-①以外の贈与財産の贈与税率の新旧比較表 (一般)

改正案			現行		
受贈額(110万円控除後)	税率	速算控除額	受贈額(110万円控除後)	税率	速算控除額
200万円以下	10%		200万円以下	10%	
200万円超 300万円以下	15%	10万円	200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円	1,000万円超	50%	225万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円			
3,000万円超	55%	400万円			

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成



(出所) 政府税制調査会資料に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、非課税限度額は、年 110 万円が変わらないものとしていた。1 年間に贈与を受けた財産の価額を合計し、合計額から 110 万円を控除した額に対して税率が適用される。

#### (b) 相続時精算課税

相続時精算課税制度は、生前贈与促進のため 2003 年度税制改正で導入された制度である。2,500 万円の特別控除額を超えない限り何回でも複数年にわたって非課税で贈与を行うことができ、特別控除額を超えた部分については一律 20%で課税される。その後、相続時において贈与を受けた財産を贈与時の時価で相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に支払った贈与税額（一律 20%を適用された税額）を相続税額から控除する。

現行制度では、相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者は 20 歳以上の推定相続人（子）に限定されている。3 党合意前の消費税法等改正法案では、対象となる受贈者に 20 歳以上である孫を加えることとしていた。

一方、贈与者についても、現行制度では 65 歳以上という年齢要件があるが、3 党合意前の消費税法等改正法案ではこれを 60 歳以上に引き下げることとしていた。

## 6. 地方税制

消費税法改正法では、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、これらが、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直すこととしている。

仮に、これらの税を廃止した場合、法人実効税率は、32.96%まで引き下げられる（これらの廃止が無ければ、復興特別法人税終了後の 2015 年度以降は 35.64%）。ちなみに、主要国の法人実効税率（地方税を含む）は、米国（カリフォルニア州）は 40.75%だが、フランスは 33.33%、ドイツは 29.48%、英国は 24.00%、中国は 25.00%、韓国（ソウル）は 24.20%、シンガポールは 17.00%であり<sup>1</sup>、わが国の法人実効税率は、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を廃止してもなお、相対的に高いと言える。

消費税法改正法では、さらに、税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討することとしている。

地方法人税や法人事業税から地方消費税へ移管することによる、法人実効税率のさらなる引下げなどが期待される場所である。

ちなみに、自民党及び公明党による 2009 年度与党税制改正大綱の「税制抜本改革の道筋」で

<sup>1</sup> 詳細は、財務省のウェブサイト「法人所得課税の実効税率の国際比較」（2012 年 4 月現在）を参照のこと。  
[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/084.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.htm)

は、「地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める」こととしている。その後、自民党の2011年度自民党税制改正意見及び2012年度自民党税制改正意見の「税制抜本改革の基本方針」では、上記に加え、国・地方が共に規律と責任ある財政運営を行うためにも、地方自身も増収に向けて自己努力を行う必要があるとしている。

## 7. その他

消費税法改正法には、その他、抜本的な改革に関連して、以下の諸施策を講ずることとしている。

- ◆ 社会保障・税共通番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、申告書・法定調書に番号を記入することが必要となることから、マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）及び関係法律の整備法において所要の措置を講ずることとしている。それと共に、納税者利便の向上策や、「番号」の告知、本人確認の実効性向上の確保、法定調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、マイナンバー法と同法の整備法の成立後、納税者・事業者等の負担に配慮しつつ、引き続き検討することとしている。
- ◆ 国際課税については、国際的租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すこととしている。
- ◆ 国際連帯税については、これまでの議論や国際的な取組の進展を踏まえ、今後、真摯に検討を行うこととしている。

ちなみに、上記のうち「番号」に関しては自民党及び公明党による2009年度税制改正大綱の「税制抜本改革の道筋」では、「納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便性の向上と課税の適正化を図る」こととしており、さらに、「検討事項」でも、「国民の理解を得て、早期かつ円滑な導入を目指すべきである」としている。自民党の2011年度自民党税制改正意見でも、行政サービスの信頼性、透明性、効率性向上や社会保障サービスの向上・進展などの視点も加えた上で、ほぼ同様の記述がなされている。

当初の消費税法等改正法案では、歳入庁を創設して税と社会保険料を徴収する体制について本格的な作業を進めることとされていた。これが3党合意による修正後の可決・成立した消費税法改正法では、下記に改められている。

- ◆ 年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い視点観点から検討し、実施する。

【以上】